

2021年12月27日

四国税理士会

税務支援に係る傷害保険への加入について

日本税理士会連合会では、令和3年分確定申告期に係る税務支援（ただし、事務所型税務支援を除く。以下同じ）に従事いただく全国の税理士会員を対象に、傷害保険に加入することとしていますので、ご承知おきください（保険金の請求方法については、名簿登載された方向けに別途案内いたします）。

1. 加入する傷害保険について

① 保険の内容

保険種類	: 傷害総合保険（引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社）
保険契約者	: 日本税理士会連合会
保険の対象者	: 保険期間中の税務支援事業の従事者としてあらかじめ名簿登載された税理士会員（ただし、特定感染症については、1月14日～4月4日に発病した者に限って補償）
保険期間	: 1月4日～4月4日 期間途中で名簿登載された方は、登録手続き後の補償開始となります。
保険金額	: 下記のとおり

●ケガに関する補償・・・税務支援従事中に限定されます（就業中のみ担保特約付帯）

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金額
死亡・後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合・または後遺障害が生じた場合	300万円
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合（入院日数に対して、180日を限度とします。）	日額10,000円
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術を受けた場合 ただし、1事故につき1回の手術に限りま。	手術の内容により 入院日額の 10倍または5倍
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合（事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度とします。）	日額2,500円

* 税務支援の会場とご自宅との往復途上における傷害危険についても補償します。

ただし他の目的で通常のルートを外れた場合等は、補償対象外となります。

●新型コロナウイルス等、特定感染症に関する補償・・・税務支援従事中に関わらず保険期間中に発症した場合に対象となります（特定感染症危険補償特約（葬祭費用担保）付帯）

後遺障害保険金	被保険者が保険期間中に特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。	300万円
入院保険金	また、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対しても葬祭費用保険金を支払います（300万円限度）。	日額10,000円
通院保険金	補償の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（※）に対しては保険金をお支払いできません。	日額2,500円
葬祭費医用		300万円限度

※「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2021年5月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

2. 保険の内容に関する問い合わせ先

取扱保険代理店 有限会社税協連サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階

TEL 03-5759-7688 : FAX 03-5759-7690

(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5402 : FAX 03-6388-0161

(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

以上